

(神奈川県渉外部業務課「組合関係綴」(昭和三十三年)神奈川県庁蔵)

二六六 厚木航空基地騒音問題等関係資料(一一六)

(一)

昭和三十四年六月十八日

大和市福田四八〇五

代表者 柴田政一

他 名

横浜調達局長殿

陳情書

私達当部落の住民は去る昭和十六年軍部のつよい要求によつてその所有土地の九割余を厚木基地建設のために失い従来農業をもつて生計をたてゝ来た生活を根底からくつがえされその後は副業や内職等によつてからうじて今日迄過してきたのでありますが、農耕を主として生計をたてるためには現状の一戸当り平均耕作地三反歩余りではどの様に努力をいたしましても家計を維持してゆくことは困難であります。この様な状態のために大戦終了後町当局の手を通じて飛行場用地の一部解放を請願いたしました。が当時は聯合軍の占領治下にあつたため私達の要望も空しく拒否されました。

而しながら私達は講和条約が締結され平和状態が回復され、ばいづれば飛行場用地も旧所有者に返還されるものと信じて今日まで忍び難きを忍んで待望して居りましたところ昨三十三年十二月には新たに飛行場南北の接続地を航空機の離着陸安全のために数万坪政府に買収される事態に直面し、更に近時航空機の発達に伴い従来と全く比較にならない程強大な爆音及地上整備音のために昼夜を分たず悩まされ続ける結果私達は安眠することも出来ずこのため精神に異状を来すものさえあらわれる状態にあります。

此の地に祖先の土着以来数百年十数代にわたつて築き上げてきたこの郷土に強い愛着を感じながらも今や一日も安住することの不可能となつた此の土地をはなれて経済的に又精神的に不安のない地域を求めて移住しようという事に私達は意見の一致を見たのであります。

依つて私達はこゝに連署を以てお願いいたしますので何卒御当局におかれましても私達の苦衷御賢察の上移転、移住に必要な経費と転職等に必要資金の一助となすために別紙添付図面記載地区内の不動産を政府において御買上下されたく下名等一同署名捺印の上陳情いたします。

昭和三十四年六月十八日

住 所	氏 名
神奈川県大和市福田四八〇五	柴田政一
四六九四	間宮正一
四九三一	田辺伝蔵
四七七二	柴田政五郎
四九三四	田辺艶治
四九二〇	田辺ハナ
四七八四	柴田 熊
四七五四	柴田清治
四六九一	柴田春吉
四七〇一	柴田愛治
四七七七	柴田半治郎
四七八二	柴田アキ
四七七九	柴田国満
四七六七	柴田栄一
四七七〇	柴田忠一
四七九七	柴田勝一
本蓼川一八三	小菅 清
一一八五	田辺貞良
一一八八	田辺時蔵
福田 五五二五	柴田政義
福田 四七四一	柴田 角
下草柳 一四九	小菅伊太郎
一四一	小菅章男
下草柳 二七七	田辺利徳

下草柳

一四一	鈴野登司雄
一四七	小菅竹次
二七三	田辺一雄
二六一	市川亀吉
二六〇	小菅晋三
二七二	田辺勝男
二四四	田辺鶴之助
二五〇	田辺クニ
二五〇	田辺 裕
二六二	市川銀蔵
二六二	市川保己
二六四	市川直夫

起案 昭和三十四年七月十日

(二)

厚木・座間方面基地周辺渉外事案調査について(報告)

このことについて、本七月十日山脇渉外課長、福山係長他二名が現地調査を行いましたので結果次の通り報告します。

記

一 厚木基地北側拡張区域

本区域は既に買収を完了している部分について目下ブルドーザ! その他により整地工事を実施中であつた。

なお買収済区域内の中央部に存在の帯状の共有地及農道については整地工事は行はれていないが、両側の買収済地が工事中のためブルドーザーその他の通行によつて相当荒されていた。

二 厚木基地廃油流出現場

厚木基地内日飛工場入口下の水田用水路に基地側から地下浸透した廃油が流出しており、既に数日前軍側に於いてかんがい用水用の鉄管を敷設、応急工事が施されていたが、排水路内には未だに地下を浸透して油類が流出しており、軍側労務者によりポンプをもつて油類の汲上げが行はれていた。

被害水田については、稲の植え代えが完了した処もあり、極く一部に枯死した水稲が見られたに過ぎない。

〔欄外注記〕二十株程度

現在の応急工事だけでも今後或る程度の被害増発は防止出来るものと推測されたが、一部農民から軍側敷設のパイプに支線を設け水田にかんがいで欲しい旨の要望が述べられた。これに対しては軍側に交渉の要もあるも、軍側労務者の見解によればガソリンが流出しているので熔接工事は危険であるとのことであるので検討を要する。

三 厚木基地南側拡張区域

現在拡張区域境界の杭打は完了しているが、整地工事は未着工、県道平塚川和線の付替現場を調査中の厚木土木特工課長と偶々現場で逢う。特工課長の意見によれば、当初予定した付替路線予定線内にある民家が立退きを断固拒否しているので、この案は無理である。従つて綾瀬側の軍側フェンスを約一〇米位内側にさげてもらうよう調達局に要請中とのこと、なお本件については渉外部長を通じて軍側と交渉して欲しいとの意見が出された。

四 蓼川護岸工事

数年前特損工事として施工した蓼川護岸工事は、木製のため既に半分腐蝕し、台風時の堤防欠かいの危険が見られた。

本件は特損工事として実施の要があり、昨年度申請が出されており調達当局で目下検討中のものである。

五 基地周辺の騒音

相当激烈であり、周辺住民にとつては誠にたえられないものと思はれる。

六 目久尻川改修工事

本件は昨年度特損工事として県耕地課で施工したものであり、工事完成地域内の沿岸田畑の被害発生は今後起らないものと考えられる。

なお下流については、本年度も継続して工事が行はれる予定。

七 鳩川改修工事

本件も昨年度特損工事であるが、問題の箇所は全部修復されているので、従来の悩は解消されたものと考へられる。

なお下流については、目久尻川同様本年度も工事実施予定。

(三)

昭和三十四年七月二十七日

大和市長 高下重平

綾瀬町長 橋川 勇

在日米海軍司令官

あて

厚木海軍航空基地司令官

厚木海軍航空基地周辺に於ける航空機等の騒音防止対策につ

いて(要請)

謹啓

酷暑の候貴官には愈々御清祥の段お慶び申し上げます。

さて、最近厚木海軍航空基地に於けるジェット機等の離着陸に際し発する爆音と基地内に於けるエンジンの整備作業により発する強烈な継続音は昼夜の別なく附近一帯の住民を悩まし、既に新聞等により御承知の通り周辺住民の一部は他地区への移住を考慮し調達行へ

陳情を行つている事実もあり斯様な事態をこのまゝ放置しておくことは厚木基地拡張の問題に関連し、将来社会問題を惹起する一因にもなる虞れがありこれが対策に腐心している次第であります。

これらジェット機による騒音防止については当市(町)に対しても附近住民から最近二、三陳情が出され、周辺住民にとつて大きな問題となりつゝあり厚木基地拡張の問題に関連し報道陣もこれら問題を大きく取り上げておる実情にあります。

勿論、附近の学校、病院等の施設については逐次防音装置が施されつゝありこの点については住民も一応諒としておりますが、これらの処置がなされない一般民家は勿論会社、工場、役場等に於いてはこれら騒音のため種々の障害を起し、又万一の事故を憂慮する者も少なくない状態にありますので、先般これが対策についての協力方を県当局にも陳情した次第であります。

つきましては、貴官に於かれましても右事情篤と御賢察下され周辺地区住民の福祉保全のため航空機爆音の減音処置並びに夜間飛行の制限特に緊急事態の場合を除いて午後十時から午前六時までの強烈なる爆音等を伴う整備作業及び離着陸訓練等は絶対に禁止されるよう早急に御措置煩わし度くこの旨御懇請申し上げる次第であります。

航空機の騒音に関する陳情書

(四)

先に航空機騒音問題について関係当局に陳情申上げましたところ当局の厚意ある計らいにより其後は騒音状態も稍緩和され附近住民の雰囲気も柔らげられご当局の誠意に衷心感謝致しております所最近に至り頃に昼夜の別なくエンジンの整備作業の爆音及び離、着陸に際しての低空飛行に発生する騒音の為にあらゆる方面に甚大な影響を受け大きな障害となつてゐることは看過できないことであります。

学校、病院などの施設については逐次防音装置が施されていることを聴き及んでおりますが当瀬谷地区は未だその恩典に浴せませんので児童、生徒達が学習を進める諸活動の基本要素が阻害され学習指導は屢々中断される実情にあります。

更に一般住民生活においては通常の会話が中断されることは勿論のこと緊急の電話連絡は不能となり防火、防犯、急病等におきましては極めて憂慮すべき情勢であり且つ乳幼児、病人の安眠も絶対に保持されず特に幼児^(マ)哺育については発育不良となる憂いの声も大きく誠に忍び難いものがあります。

要するにジェット機の騒音のため日夜悩まされ関係住民の日常生活

全般に及ぼす影響は甚大なのでこのまゝ放置することは一般市民感情の上にも悪化の傾向がありますのでこの際周辺住民の福祉保全のため航空機爆音の消音処置を一刻も早く善処下さるよう格別の御配慮お願い致したく当瀬谷地区住民を代表して陳情申し上げる次第であります。

昭和三十四年八月 日

横濱市戸塚区瀬谷地区連合町内会長	川口竹則(印)
副会長	見上正勝(印)
原政寿(印)	
清水信一(印)	
佐藤京三(印)	
石川萬喜(印)	
下瀬谷自治会長	市川八重蔵(印)
北、新自治会長	小澤金太郎(印)
中郷町内会長	川口進吾(印)
中屋敷自治会長	小島孝徠(印)
上瀬谷町内会長	山本公平(印)
五ノ目部落会長	鈴木武雄(印)
相沢町内会長	平本保(印)

指数が十一点以上劣っている者) 全校の一八・五%の二五九人もいた。(註II不振児の全国平均は三―四%)

二 学力低下の原因

1 右調査の結果に基き学力低下の原因と考へられるものとして次の四点がある。

- ① 家庭環境——親の無関心
- ② 地域環境——ジェット機の騒音
- ③ 学習指導方法——教師
- ④ 生徒自身の学習意欲

2 そこでこれらの原因を更に詳しく究明するため個々の不振児について学習態度を調査した処次の諸点を生徒自身が訴えている。

- ① 一度読んだだけでは意味がわからない
- ② 精神が集中出来ない
- ③ ジェット機の騒音に気が散る

三 ジェット機の騒音の影響(大和中学校長の見解)

1 前記生徒の訴えにもある通りジェット機の騒音が児童の学習態度の上に相当の影響をもたらしていることは事実だ。

2 然しどの程度の影響があるかを数字的に表はせと云はれると

表はしようがない。

3 防音装置をしてあつてもジェット機の場合頭上を飛行する際は講義が中断されることは時々ある。

4 このことからして、ジェット機の騒音が生徒の学習態度に与へる主な影響として次のことが云へる。

- ① 騒音のために後方の生徒は先生の声が聞えない
- ② 自宅に於ける予習復習にも影響がある
- ③ 本を読んでも騒音に中断されると再び最初から読みなおさねばならない
- ④ 性格が落着かない

⑤ 新転入児童は二、三ヶ月間極端に学力が低下する

5 又、音感調査の結果は、他校に比し不協和音に対しては鈍感であるという結果が出ているところから、児童の大多数は順次騒音に慣れて行きつゝあるということも云へる。

四 結論

1 新転入児童が転入後二、三ヶ月は学力が低下するという事実からしてジェット機の騒音が児童の学習を妨げる主要原因の一つであることは間違いない。

2 しかし、徐々に騒音に慣れて行くところを見ると騒音が学力

第1章 労働 社会状態

一 はじめに

二 調査の前提

(一) 調査の名称

(二) 調査期日

(三) 調査実施機関

(四) 調査班の編成

(五) 調査区域

低下をもたらす決定的な原因でないことは校長自身も認めていた。

〔注〕別添省略

(神奈川県渉外部渉外課「厚木航空基地騒音関係綴」(昭和三十四年) 神奈川県庁蔵)

(六)

〔表紙〕
昭和三十八年度

米海軍厚木航空基地周辺騒音調査報告書

(付・住民意向調査)

神奈川県・大和市・綾瀬町

(六) 調査地点

三 調査結果の概要

(一) 曜日別調査結果について

(二) 距離別調査結果について

(三) 飛行状況について

(四) 善徳寺における二四時間測定結果について

(五) 方向別調査結果について

(六) 地上整備音について

(七) 学校、病院等公共施設の調査結果について

(八) 最高記録について

四 むすび

五 附帯調査(住民意向調査)

(一) 調査の限定

(二) その分析

(三) 解決の方向

一 はじめに

我々は、日常生活を営んで行く過程に於いて、絶えず騒音に囲れている。

その騒音には、地域社会の都市化、産業化等の発展状態により異なる。

のであるが、一般的には、今日の日常生活に不可欠な家庭電化製品から生ずる騒音、製造工場等第二次産業からの騒音、自動車、電車、汽車等の地上交通機関及び航空機による騒音等第三次産業からの騒音と種々のものが考えられる。

近時、注目をあびてきた第二次産業から生ずる騒音については、産業公害として種々の対策が進められつつあり、又、航空機からの騒音についても航空公害との観点からその対策をせまられつつある現状である。

ここで、我々の調査の対象としてとり上げたのは、厚木米海軍航空基地周辺の航空機及びそれに伴う騒音であり、この騒音は周辺住民に対する精神的、肉体的影響は著しいものがある上、基地問題の一端としての民族的感情も介入しており、その対策の樹立は非常に難かしい問題である。

騒音対策としては騒音発生源に対するいわば積極的対策と騒音を受ける側における対策いわば受動的対策とがある。前者とはさる九月発表された日米合同委員会における合意事項にうたわれており（添附資料参照）後者は学校、病院等の防音工事あるいは集団移転等が考えられる。いづれにしても騒音それ自体は基地がある限り消滅するものでなく、問題は今後もこの緩和のために以上の両面から積極

的に検討が進められるべきであり、現に日米合同委員会に専門委員会を設けて検討しているのである。

また本県では、従来から基地騒音についてはその緩和のために意を用いているところであり、その参考資料を得るために昭和三五年以降毎年基地周辺における騒音の実態を把握するための調査を大和市、綾瀬町の協力を得て実施してきた。

そもそも基地騒音の実態は日時、天候、地形、軍側作戦訓練計画等によつて著しく状況に変化があり、一定の期間の調査をもつて基地周辺の騒音調査に関する確定的かつ科学的結論として、調査結果の基地騒音のすべてを示しているものとして、騒音の全般的な動向とみなすことはもとより当を得ていないと考えられる。

しかし、この調査については、その日時・場所・天候その他与えられた条件下においてはできるだけ正確を期したものであり、この意味においては、複雑な諸問題を内容とする航空基地周辺の騒音対策確立の一助になるものと確信する。

なお、従来の騒音調査は騒音度を物理的に測定し、その結果を纏めたものであり、騒音に対する基地周辺住民の意識を把握することは行わなかつたので、本年度の調査では、特に事例法によつて基地周辺の住民の声を集録するという意識調査を新に行ない、この結果を

別途基地周辺住民意向調査として本調査に附記した。

(添附資料)

覚書第一号

覚書あて先 合同委員会

件 名 騒音対策特別分科委員会の経過に関する報告

一 本特別分科委員会は厚木海軍飛行場周辺における航空機の騒音問題を緩和する方策について検討し、これに関する勧告を行なう目的をもつて、一九六〇年一〇月合同委員会により設置された。

二 公式会議 省略

三 非公式会議 省略

四 厚木海軍飛行場周辺の航空機の騒音軽減に関する次の勧告は、本特別分科委員会の日米両国委員により合意された。

a 飛行活動に関する時間制限

(1) 二二・〇〇時から〇六・〇〇時までの間、すべての飛行活動(飛行および地上のランアップを含む)は運用上の要求に応じ、かつ米軍の警戒体制を保持する上に絶対必要と認められる場合を除き禁止する。

(2) 日曜日の飛行訓練は最小限に止める。

b 規制されたアフターバーナーの使用

アフターバーナー装備の航空機を操縦するすべての操縦士は、厚木海軍飛行場隣接地域の上空において、高出力で低空飛行を続行することを防止するため、できるだけすみやかに同飛行場の空域内で離陸、上昇しなければならない。ただし、安全飛行状態を維持するため、または運用上の必要による場合を除き、飛行場の境界線に到達する前にアフターバーナーの使用を中止しなければならない。

c 他の飛行場を使用し着艦訓練の一部を実施

必要とする着艦訓練の一部を厚木海軍飛行場の付属飛行場で実施する場合には、原則として、現在厚木海軍飛行場で実施中の諸規制が適用される。

d 飛行方法の規制

(1) 離陸及び着陸の場合を除き、航空機は人口稠密地域の上空で低空飛行をしてはならない。

(2) 航空機は運航上必要ない限り、低空で飛行を行ない、高調音を発し、または第三者に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしてはならない。

(3) いかなる航空機も厚木海軍飛行場周辺の上空において曲技飛行および空中戦闘訓練を実施してはならない。ただし、年中行事として計画的に予定されている曲技飛行の公開実演を除く。

右記は米海軍が指定空中戦闘訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しないものとする。

(4) 着艦訓練を行なう航空機が編隊飛行をする場合は二機までとすること。

(5) 着艦訓練を行なう航空機の巡航速度は一マツハ以下とすること。

e 飛行高度の規制措置

(1) 着艦訓練を行なう航空機は離陸または進入の場合を除き、平均水平面上空八〇〇呎以下の高度で飛行してはならない。

(2) 厚木海軍飛行場の航空管制塔員は同飛行場のトラフィックパターン内で飛行中の航空機を有視界により監視すること。このことは航空管制塔員が配置されているすべての空港における標準運用方法である。

f ジェットエンジン試運転時間の制限

航空機運航のため、または警戒体制のために必要とする場合を除き、ジェットエンジンの試運転は一八・〇〇時から〇六・〇〇時までの間には実施しないものとする。

g 消音器の使用

(1) ジェットエンジン試運転場における作業の実施にあたり、厚木海軍飛行場は、できる限りすみやかな時期に効果的な消音器を装備し、騒音減衰のために使用すること。

(2) ジェットエンジンの試運転の作業は、主として現存のジェットエンジン試運転場区域（注・同飛行場滑走路地域西側中央部）において実施することを勧告する。

h ヘリコプター機の飛行区域の限定

ヘリコプター機は厚木海軍飛行場により制定された発着ルートを航行するものとする。ただし、この制限はヘリコプター機が緊急事態に対処する目的をもつてする飛行、または年中行事の際の公開実演飛行を行なう場合には適用されない。

i 操縦士の教育

随時、操縦士に対して航空機の騒音問題が飛行場周辺社会に対して重大な妨げとなつていくことについて、十分に教育すること。

j 騒音対策委員会の設置

騒音対策上あらゆる可能な措置を考究するため、合衆国軍構成員から成る騒音対策委員会を設置すること。

k 広報活動

あらゆる機会をとらえて、飛行場周辺の住民に対して騒音防止に関するすべての措置ならびに警戒態勢にある防衛任務の必要性について熟知させるよう努めること。

l 渉外連絡

(1) 厚木海軍飛行場司令官は現地の騒音問題について地元当局または一般住民に通知する場合は、事前に座間防衛施設事務所長に通告するよう努める。

(2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府（防衛施設庁）の代表者は航空機の騒音を軽減する新装置または方策に関する情報を交換する。

m 統計資料の提供

年一回、通常七月一日ごろ、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府の要求があり次第、前年一二月間をわたる四半期ごとの同飛行場における月間離着陸の平均回数を示す統計を提供する。なお、要求あるときは厚木海軍飛行場の付属飛行場に

関する同様な統計資料も提供する。

五 厚木海軍飛行場における騒音問題は、これまで本特別分科委員会の存続中詳細にわたり討議され、米国製および日本製消音器と消音方法に関する情報の交換が行なわれてきた。本特別分科委員会における討議および厚木海軍飛行場司令官の独自の措置の結果として一九六〇年一二月以降次の事項が既に実施されていることが報告されている。

以下省略

六 勧告

a 本特別分科委員会は課せられた目的を達成したので解散されたい。

b 日本における航空機の騒音を軽減する方策に関して検討ならびに勧告を行なうための分科委員会の設置について配慮されたい。

二 調査の前提

(一) 調査の名称

昭和三八年度米海軍厚木航空基地周辺騒音調査

(二) 調査期日

昭和三八年八月二七日より九月七日までの二二日間

(三) 調査実施機関

神奈川県渉外課、大和市、綾瀬町

(四) 調査班の編成及び従事者

総指揮 県渉外課長原正義以下二ヶ班一〇名

他に大和市、綾瀬町の各調査班

(五) 調査区域

基地滑走路の南・北両端及び滑走路中心より東西南北に一〇kmの概ね楕円形の線に囲まれた約三六七平方料の地域で、関係市町は横浜市(港北区、保土ヶ谷区、戸塚区) 藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、高座郡寒川町、海老名町、綾瀬町、座間町の五市四町にわたる広大な地域である。

(六) 調査地点

ア 巡回調査(一ヶ所三〇分間) 三六個所

イ 定点調査(一ヶ所一時間、二時間、三時間、四時間、五時間、七時間、八時間及び二四時間) 七九個所

計 一一五個所

(註) 夜間、早朝定点調査は定六五の枝番定六五一一〇と定

六五一一〇とした。

三 調査結果の概要

(一) 曜日別調査結果について

本調査を実施した際の各曜日における天候、測定時間等が異なるため比較検討することは困難であるが、附表(一)日別、曜日別主要統計より推定されることは以下のとおりである。

ア 土曜日(八月三十一日)の飛行は悪天候でもあったが、他の曜日に比し極端に少く、平日の五分の一程度の飛行状況であった。

三十一日(土) 一時間当り二機(昨年度比七機減)

イ 日曜日(九月一日)の飛行は前日に殆んど飛行しなかつたせいか、飛行機数においては平日と同等数であった。もつとも騒音程度は低く、最高音及び平均音は各曜日中の最低を記録した。

九月一日(日) 一時間当り八機(昨年度比七機増)

ウ 雨天及び曇りがちの日には、晴天の日に比して飛行が少なう。

八月二十七日(火)	曇	一時間当り	六機
" 二十八日(水)	曇・一時雨	"	五"
" 二十九日(木)	曇・時々雨	"	四"

<p>八月三二日(土) 雨・のち曇 一時間当り 二機</p> <p>九月 三日(火) 晴 " 一九 "</p> <p>" 四日(水) 晴 " 一七 "</p> <p>エ 早朝訓練(六時~八時)は殆んど行われていず、下記のとおり調査一時間当り機数(九機)の半数以下である。(調査地点・滑走路中央より南東東一・五km、大和市桜株)</p> <p>八月二八日(水) 六時~八時 二時間中 二機 一時間当り一機</p> <p>" 二九日(木) 五時~八時 三 " 一 " 〇・三機</p> <p>" 三〇日(金) 六時~八時 二 " 五 " 二・五機</p> <p>" 三二日(土) 六時~八時 二 " 五 " " "</p> <p>九月 一日(日) 六時~八時 二 " 一五 " 七・五機</p> <p>" 二日(月) 六時~八時 二 " 一 " 〇・五機</p> <p>" 三日(火) 六時~七時 一 " 四 " 四機</p> <p>" 四日(水) 六時~八時 二 " 七 " 三・五機</p> <p>" 五日(木) 六時~八時 二 " 三 " 一・五機</p> <p>以上の上の各日の平均は一時間当り二・四機で、昨年の二機と同様な結果となつてゐる。</p> <p>オ 日没後訓練(二八時~三二時)は、左記のとおり昼間に比し比較的少ない。</p>	<p>八月二七日(火) 一九時~二二時三時間中 一三機 一時間当り四・三機</p> <p>" 二八日(水) 一七時~二二時五 " 一六 " 三・二機</p> <p>" 二九日(木) 一八時~二二時四 " 五 " 一・三機</p> <p>" 三〇日(金) 一八時~二二時四 " 七 " 一・八機</p> <p>" 三二日(土) 一九時~二二時三 " 九 " 三機</p> <p>九月 一日(日) 一七時~二二時五 " 三四 " 六・八機</p> <p>" 二日(月) 二〇時~二二時二 " 五 " 二・五機</p> <p>" 三日(火) 一八時~二二時四 " 一 " 二・八機</p> <p>" 四日(水) 一八時~二二時四 " 四二 " 一〇・五機</p> <p>" 五日(木) 一八時~二二時四 " 三八 " 九・五機</p> <p>以上の平均一時間当り四・七機で昨年の八機に比し約半数である。</p> <p>(以上エとオは附表第一表参照)</p> <p>カ 深夜訓練(二二時~六時)は実施してゐないが、定期連絡又は偵察飛行らしきものが行われる。しかし、その飛行状況は、善徳寺における二四時間定点調査によれば深夜の飛行は僅か六機であつた。同じ調査により昨年は六機、一昨年は三機が記録されている。</p> <p>キ 日没後における地上整備音は、基地周辺住民を悩ませてい</p>
---	--

る騒音の大きな原因の一つであるが、本調査期間中は二回（八月二十九日一八時～二二時の調査時間中及び九月四日一八時～二二時の調査時間中）滑走路中央より南東東へ一・五kmの地点（大和市桜株）で記録した。それらの騒音の七〇ホン以上の騒音持続時間はそれぞれ五六分及一九分四五秒であり、その間における最高音は九八ホン及八七ホンであったが、昨年度の記録、持続時間一時間四六分、最高音一〇五ホンに比すれば減少している。

ク 母艦発着訓練

同じ様に基地周辺住民を悩ませている騒音の大きな原因の一つである。反復して行う母艦発着訓練は、本調査期間中は九月三日及び四日の両日における少数機による離着陸訓練（両日共に二～三時間づつ）を除き、確認されなかつた。

(二) 距離別調査結果について

距離別調査結果（附表「(二)距離別主要統計」参照）より推定されることは次のとおりである。

ア 音の大きさと分布について

(ウ) 最高音は滑走路北側進入表面下一km（大和市上草柳）において記録した一二九ホーンで、三七年、三六年及び三五

年度の最高音も同地点で記録された、それぞれ一一五、一二四及び一二九ホーンであつた。

(イ) 距離別の平均音をみれば、昨年度調査では基地からの距離に従つて概ね逓減していたが、本年度調査結果は滑走路

南・北端又は滑走路中心より〇・五kmの地点上の平均は七三ホン、一kmにおいては七八ホン、以下それぞれ一・五km六八ホン、二km七五ホン、三km七〇ホン、四km七五ホン、六km七〇ホン、八km六九ホン及び一〇km六四ホンであり、騒音の高さが滑走路よりの距離に従つて逓減する一般的傾向は認められなかつた。昨年度は同じ距離間隔の地点上における平均音はそれぞれ八四、七八、七五、七四、七二、七〇、六六、六二、六七ホンであつた。本年度の距離別平均音を三五年～三七年度のそれと比較すると〇・五km～一・五kmの地点上の平均音は概ね過去三年度の平均音を下廻つたが、二km～一〇kmの地点上の平均音は概して上廻つた。

(三) 飛行状況について

ア 調査期間中の飛行方法とその特徴は

(ウ) 着陸と同時に又は着陸寸前にアフターバーナーをふかし

て急上昇を繰返す母艦発着訓練(タツチ・アンド・ゴー)が三五、三六年度は騒音中大半を占めていたが、本年度調査期間中は九月三日及び四日の両日の少数機による訓練(両日も二〜三時間)以外には確認されなかつた。

(ウ) 着陸の際、浮力を利用しつつ騒音を低減して着陸している。本調査中に調査地点より1km以内で低空を着陸態勢で降下して来る単発ジェット戦闘機(練習用の小型ジェット機ではない)で七〇ホーンを越えないものが多数測定された。

(ウ) 三五年、三六年の調査時に多く見かけられた(基地附近で実測した機数の大半を占めた)三角翼ジェット機(他の機種ジェット機に比し五〜一〇ホーン高い)が昨年度は減少し、本年度も非常に少なかつた。一方昨年度から練習用小型ジェット機が見かけられたが、本年度調査でも相当数測定された。この機種はエンジンが小さくアフターバーナーも使用しないようで騒音が比較的低い。

(ウ) 離陸の際、推力を増すために使用するアフターバーナーは基地外へ出ると一時使用を止め、基地より相当の距離(数軒)上空に至つて、再び使用している場合があるように

見受けられた。

イ 飛行機数について

本年度の全調査期間を通じて把握した飛行機数は合計二、一五八機で、距離別の調査一時間当り機数の最高は滑走路より3kmの地点上における二五機で、次いで2kmの地点上における一八機である。調査一時間当り機数は、昨年度においては滑走路よりの距離に従つて遞減することが認められたが、本年度の調査においては4km以遠においては遞減性を認め得たが、3km以内においては距離的遞減性は認め得なかつた。

(四) 善徳寺における二四時間測定結果について(附表第二表参照)

ア 全測定時間中最高音は一二九ホーンで昨年度最高音一一五ホーンより一四ホーン高く、三五年〜三七年度間の最高音、三五年度の一二九ホーンと同じであつた。

イ 一時間当り七〇ホーン以上持続時間の最高は一分五六秒(二〇時〜二一時)であつた。本年度調査の七〇ホーン以上持続時間の総計は五五分七秒であり、昨年度の三七分一九秒に比し、一七分四八秒の増加であつた。

ウ 実測機数は総計一四〇機で昨年度一八三機、三六年度四四二機、三五年度七八二機に比し、相当減少している。

エ この二四時間測定の結果より主な記録を上げると、

- (7) 飛行機数の多い時刻は〇時〜一時(三二機)、一時〜二時(二六機)、一五時〜一六時(一四機)、一二時〜一三時(二二機)、一三時〜一四時(二機)、八時〜九時(九機)である。

- (4) 騒音の多い時間は九時〜一二時(七〇ホーン以上持続時間二分一八秒)、一二時〜一五時(同一〇分二秒)、一五時〜一八時(同八分四七秒)であつた。早朝及び日没後は比較的少なかつた。

- (ウ) 深夜(二二時〜六時)は僅か六機であり、うち一機(最高一八ホーン、七〇ホーン以上持続時間二八秒、横田基地改修工事期間中に限り厚木飛行場に発着する四発ジェット輸送機)を除き、全機基地上空通過機であつた。

善徳寺(大和市上草柳)二四時間測定結果(別表第二表抜すい)

測定時間	飛行機数		騒音の大きさ		騒音の持続時間	備考
	実測機数	多機数	最高音平均音	七〇ホーン以上		
九月六日九時〜	一四	三	ホーン一三	ホーン一五	七〇ホーン	
九月七日九時〜	一四	三	ホーン一三	ホーン一五	七〇ホーン	
			間比	間比	間比	
			三三	三三	三三	
			四	四	四	
			分	分	分	
			時	時	時	
			分	分	分	

六時〜九時	三	九	六	七	二〇	一	早朝
九時〜一二時	三	三	二	二	六	一	午前
一二時〜一五時	三	三	二	二	六	一	午後
一五時〜一八時	三	三	二	二	六	一	夕方
一八時〜二二時	三	三	二	二	六	一	日没後
二二時〜午前六時	三	三	二	二	六	一	深夜

註一 飛行機数の「二時間当り最多機数」とは測定時間中最も多く飛行機の飛んだ一時間内の機数を示す。

二 騒音の持続時間の「最長持続時間の一時間比」 $\frac{1}{100}$ とは最も長く七〇ホーン以上の騒音が続いた時間とその一時間との比率を示す。

- (四) 方向別調査結果について(別表第四表参照)

ア 本調査は昭和三八年九月三日及び四日の二日間に亘り、滑走路の南・北端及び中央より等距離の地点に六調査班を配置し、定点同時調査(一地点一時間)を行い、一定距離の時刻における騒音の状況を調査したものである。

本調査の諸記録は天候、測定時間、飛行状況等特定条件の下での測定であり、従つてこれによつて各地点の騒音度の高低を断ずることは避けねばならないが、その調査時点における各方向別の主な記録を挙げれば次の通りである。

ウ 滑走路北端より北方では最高音は〇・五kmの地点におけ

る一一五ホーンであり、七〇ホーン以上の騒音持続時間の最も長かつたのは二kmの地点における五分五六秒（測定時間に対する比率約一〇％）であつた。

(イ) 北端より北東方では最高音は一km地点の一〇三ホーン、最大持続時間は一km地点の五分八秒（測定時間比約七％）であつた。

(ロ) 北端より東方では最高音は〇・五km地点の一一五ホーン、最大持続時間は一・五km地点の三分五一秒（測定時間比約六％）であつた。

(ハ) 中央より東方では最高音は〇・五km地点の九九ホーン、最大持続時間は一km地点の一六分五五秒（測定時間比約二八％）であつた。

(ニ) 南端より東方では最高音は〇・五km地点の一〇七ホーン、最大持続時間は一km地点の五分八秒（測定時間比約七％）であつた。

(ホ) 南端より南東方では最高音は一km地点の九九ホーン、最大持続時間は〇・五km地点の六分一七秒（測定時間比約一〇％）であつた。

(ヘ) 南端より南方では最高音は一・五km地点の一一三ホー

ン、最大持続時間は二km地点の九分四四秒（測定時間比約一六％）であつた。

(ケ) 南端より南西方では最高音は一・五km地点の九九ホーン、最大持続時間は一・五km地点の八分六秒（測定時間比約一四％）であつた。

(ク) 南端より西方では最高音は〇・五km地点の一〇六ホーン、最大持続時間は〇・五km地点の六分五二秒（測定時間比約一一％）であつた。

(コ) 中央より西方では最高音は二km地点の九六ホーン、最大持続時間は一km地点の三分五三秒（測定時間比約六％）であつた。

(サ) 北端より西方では最高音は〇・五km地点の一〇五ホーン、最大持続時間は二km地点の五分四秒（測定時間比約八％）であつた。

(シ) 北端より北西方では最高音は二km地点の一〇五ホーン、最大持続時間は一・五km地点の八分一八秒（測定時間比約一四％）であつた。

イ 四km以遠の方向別調査について

滑走路より四km～一〇kmの地点は巡回調査（一地点三〇分

間)によつて測定されたものであるが、飛行状況と短い測定時間との関係から、滑走路南北、東西方向地点との騒音度の相違性についての明確な資料は得られなかつた。

調査中の最高音は九四ホーン、平均音の最高は八九ホーン、七〇ホーン以上持続時間の最大値は北端より北方四km(大和市南林間)の二分五一秒(測定時間比約一〇パーセント)であつた。

(六) 地上整備音について

地上整備音は、基地に最も近接した区域の住民に苦悩を与えている最大の要因の一つであるので、本調査においては、飛行音と同じに総合的騒音度の構成主要要因として測定されたのであるが、その結果は次のとおりであつた。(附表第一表参照)

ア 早朝(六時～八時)において
本調査期間中は測定しなかつた。

イ 昼間(八時～一八時)における地上整備音(七〇ホーン以上の持続時間五分以上)は以下のとおりであつた。

ウ 九月二日、滑走路北端より北方一kmの地点における九時～一七時に亘る調査において、一一時過ぎに七〇ホーン以上の、一二時過ぎに八〇ホーン以上の整備音が測定され

た。持続時間五分五〇秒(最高音九九ホーン)。

(イ) 九月一日、滑走路中央より南東東一・五kmの地点における七時間(九時～一二時・一三時～一七時)に亘る定点調査において整備音断続を記録。持続時間三一分五秒(最高音九〇ホーン)。

(ウ) 八月三十一日、滑走路中央より南東東一・五kmの地点における調査(八時三〇分～一七時三〇分)において、主として午前中に持続時間一七分二一秒(最高音九二ホーン)の整備音断続を記録した。

(イ) 九月四日九～一〇時の間、滑走路中央より東方〇・五kmの地点において八〇ホーン前後の整備音が測定された。持続時間一分四九秒(最高音九九ホーン)。

(ウ) 九月六日～七日の滑走路北端より北方一kmの地点における二四時間定点調査において、持続時間九分四〇秒(最高音八八ホーン)の整備音を記録した。

(ウ) 九月四日、一〇時三〇分～一一時三〇分の間に、滑走路中央より東方一kmの地点において、八〇ホーン前後の整備音断続を記録した。持続時間八分二五秒(最高音八六ホーン)。

(ハ) 九月五日、一三時三〇分～一六時三〇分の間、滑走路中央より東方1kmの地点において、七〇ホーン前後の整備音断続を記録した。持続時間七分三九秒(最高七九ホーン)。

(ク) 九月四日、九時～一〇時の間に、滑走路中央より北西方1kmの地点において整備音断続を記録した。持続時間五分(最高七二ホーン)。

(ケ) 八月三〇日、一三時二〇分～一七時二〇分の間、滑走路南端より南方へ2kmの地点において整備音断続を記録した。持続時間五分(最高七四ホーン)。

ウ 基地周辺住民にとつて最大の苦痛の要因である夜間における地上整備音は九月二十九日、九月三日及び四日に滑走路中央より南東東へ一・五kmの地点において測定された。とくに八月二十九日夜間における整備音は最も酷く、九〇ホーン前後の整備音が一時間近くにも亘り鳴り響いた。持続時間五六分、最高九八ホーン(昨年度も同地点における持続時間一時間四分五、最高一〇五ホーンが最大であつた)。

地上整備音、離陸準備音等より成る基地騒音の七〇ホーン以上持続時間の計四時間八分一四秒は全七〇ホーン以上騒音持続時間の三四パーセントを占めた。

(七) 学校・病院等の公共施設の調査結果について(附表(三)参照)

本調査は騒音による被害を受けている学校、公共施設についてそれぞれ大和市及び綾瀬町が調査を実施したものである。最高は一一三ホーン(草柳小学校)、平均音の最高は同校における一一二ホーンであるが、その記録の同校のRA三型防音工事(鉄筋コンクリート造A三級防音工事)施行室内における測定記録はそれぞれ八〇ホーン、七八ホーンであつた。各調査別に結果を概説すれば以下のとおりである。

ア 大和市立病院定点調査(屋外)

最高音は一〇六ホーン、測定時間別の平均音の最高は九五ホーン、全測定時間中の平均音は九二ホーン、七〇ホーン以上の持続時間は計五〇分四〇秒であり、その測定時間に対する比は一〇パーセント、そのうち基地騒音は約三〇パーセントを占めた。実測機数は延一一九機、測定一時間当り一四機となつた。

イ 大和市立草柳小学校屋内外同時調査

屋外調査の最高音は一一三ホーン、平均音の最高は一一二ホーン、全測定時間中の平均音は八九ホーン、七〇ホーン以上の持続時間は三五分二五秒であり、その測定時間に対する比

は七パーセント、そのうち基地騒音は約三〇パーセントを占めた。実測機数は延一二機、測定一時間当り一五機であつた。

防音工事施行室内での調査の最高音は八〇ホーン、平均音の最高は七八ホーン、全測定時間中の平均音は七一ホーン、七〇ホーン以上の持続時間は二分〇六秒であり、その測定時間に対する比は〇・四パーセントであり、基地騒音は測定されなかつた。実測機数(音が測定の対象となつたもの)は延五機、測定一時間当り七機であつた。

右記の調査結果より、屋内調査結果は屋外調査結果に比し、最高音で三三ホーン、全測定時間中の平均音で一八ホーン低く、七〇ホーン以上の持続時間は約一七分の一、実測機数は約四五パーセントに過ぎない。

ウ 綾瀬町公共施設調査

調査時間が短く、その調査結果から何ら断定的なことは言えないが、鎌倉保育園綾瀬ホームは防音工事は施されていず、この施設の特異性(身障者救護施設)からも、相当な騒音被害を受けているものと考えられる。

(ハ) 最高記録について

本調査の全期間を通じての各種最高記録は次のとおりであつた。

ア 最高音は一二九ホーンで滑走路北端より北方一kmの地点、

大和市上草柳善徳寺で記録した。これはジェット戦闘機二機が離陸直後低空で上昇しながら直進して来たのを直下で記録したもので、特に大きな騒音であり、これ以外にも同じ機種、機数、飛行状況で相当回数測定されたが、それらの最高音はいづれも一一五ホーン前後であつた。

イ 測定一時間当り機数の最高は四二機で、滑走路南端より南西一・五kmの地点(綾瀬町深谷)で測定した。これは少数機による離着陸訓練で数機が上空を反復して通過したのを記録したものである。

ウ 測定音の平均値の最高は九一ホーンで、九月三日九時〜一時滑走路北端より東へ一kmの地点における調査で記録した(昨年度平均値の最高九六ホーン)。

エ 七〇ホーン以上の騒音持続時間の最高は五六分で、八月二日九時〜二時の滑走路中央より南東東へ一・五kmの地点における調査で記録した(昨年度最高は同地点における一時間四五分四八秒)。

第1章 労働 社会状態

調査年度	測定時間		飛行機数		最高音		騒音持続時間	
	地点数	(計) 時分	実測機数	測定時間当り	最高音の平均	七〇ホーン以上の持続時間(計)	七〇ホーン以上の持続時間(計)	測定時間比
昭和三年	六	一七四・三	三・七四	三・八	二・五	二・九	一・一五 (一、二部合ホーン以上)	六・六
〃 四年	二六	一七四・四	三・六二	一・九・五	二・四	二・四	四・三 (以上合ホーン)	二・四
〃 五年	一〇六	一六三・一	二・二三	三・七	二・五	二・五	九・三・六	五・七
〃 六年	二一五	一三〇・一	二・一五六	九・四	二・九	二・九	一・三〇・七	五・三

各年度調査結果比較主要統計

調査期間及び各測定時間における飛行状況及び基地騒音の発生状況が軍側の作戦訓練計画及び天候等により左右される事実からして昭和三五年～三八年度の四次にわたり実施された調査の結果について直接的な比較検討はできないが、各年度の調査の全調査期間を通じての最高音、測定音の平均値、測定一時間当り機数、七〇ホーン以上の持続時間の測定時間に対する比率等の比較検討は可能であるので、それらの各年度調査結果を比較しつつまとめると次のとおりである(次表参照)。

四 ますび

(註) 本表には各調査の全調査期間を通じての全ての実測機数及び飛行音、基地騒音等の区別を問わず、全ての騒音が集計されている。

- (一) 本年度調査期間中の実測機数は二、一五八機、測定一時間当り九・四機で、三七年、三六年及び三五年のそれぞれ二、二二二機、一三・七機、三、六六一機、一九・五機及び三、九七四機、二・八機に比し、測定一時間当り機数は大幅な減少を示している。
- (二) 本年度調査期間における騒音の最高音は、滑走路北端より北方一km地点(大和市上草柳)で記録された二二九ホーンで、三七年、三六年及び三五年の調査の最高音は同じく同地点で記録された一一五、一二四、一二九ホーンであつた。
- (三) 本年度調査期間を通じての騒音持続係数(七〇ホーン以上の騒音持続時間の測定時間に対する比率)は五・二パーセントであり、三七年度五・七パーセント、三五年度は六・六パーセントであつた。なお三六年度とは騒音持続時間の計算の基礎となつた騒音の高さが異なる(三六年度は八〇ホーン以上で測定時

附表(1)

日別・曜日別主要統計

月日	天候	調査地点数		飛行機数(延)					騒音の大きさ		騒音		持続時間		調査延時間	
		調査	地点	実測	調査1時間当り平均	最高音(ホーン)	平均(ホーン)	70ホーン以上	80ホーン以上	70ホーン以上	80ホーン以上	時間比(%)	調査	延時間		
8月27日(火)	くも風	38	37	35	38	37	36	35	38	37	36	35	38	37	36	35
8月28日(水)	くもり一時雨	18	19	77	5	24	92	117	69	71	16	36	35	38	37	36
8月29日(木)	くもり時々雨	4	14	11	20	59	137	314	399	4	17	29	27	115	91	109
8月30日(金)	くも風	4	17	8	17	119	100	317	920	9	10	24	38	108	98	102
8月31日(土)	雨後くもり	3	8	2	3	31	206	77	485	2	9	13	34	95	109	88
9月1日(日)	晴風中	3	1	3	5	118	15	71	311	8	1	9	9	92	78	85
9月2日(月)	くすくも雨	3	4	9	10	116	313	311	200	10	26	31	20	112	102	109
9月3日(火)	晴東風	32	5	10	5	668	60	94	983	19	11	10	36	115	102	98
9月4日(水)	晴風	31	30	11		601	762	40		17	25	4	106	114	85	77
9月5日(木)	晴一時雨	10	29	6		169	435	127		11	15	16	104	110	93	75
昭和37年(9月3日(明))	北風		10	6		678	103			9	9		108	90		76
計		123	118	66	97	2,018	2,706	1,454	3,974							

註1. 上記表中には、9月6日～7日の2日間におこなった実施した善徳寺における24時間調査は含まれていない。

註2. 上記の表は、比較の便宜上あくまでも本年度における調査統計を主体としており、他の年度における統計はそれぞれの日付を度外視して各曜日別に統一して記入した。

附表 (11) 距離別主要統計

距離	調査地点数		飛行機数(延)					音の大きさ		騒音持続時間					調査時間				測定値中の 基地騒音 (本年度)																	
	昭38年度	昭37年度	昭38年度	昭37年度	昭36年度	昭35年度	昭38年度	昭37年度	平均(ホーン)	70ホーン以上	70ホーン以上	80ホーン以上	70ホーン以上	昭38年度	昭37年度	昭36年度	昭35年度	測定値の持続時間																		
0.5km	11	11	5	5	124	238	186	638	11	22	27	71	115	114	105	125	73	84	72	85	50'02"	1'35'43"	19'36"	2'15'23"	8	15	5	27	11°	6'50"	9'03"	22	24'00"			
1	18	17	7	5	684	829	788	1,007	12	17	21	31	129	115	124	129	78	78	80	79	4'27'46"	4'24'40"	1'19'25"	3'18'59"	8	8	3	10	55°	48"	32°55'	209	1'28'18"			
1.5	24	20	19	10	553	470	927	333	7	10	19	17	113	111	113	106	68	75	69	68	4'28'49"	1'23'45"	57'59"	1'20'01"	5	3	2	7	84°	46'30"	48'45"	19'24'	116	2'08'38"		
2	14	14	10	7	364	262	176	261	18	15	10	26	115	109	90	107	75	74	63	64	1'08'07"	48'22"	1'30"	15'19"	6	4	-	3	20°	18"	15'50'	10'02'	19	7'18"		
3	12	15	5	10	303	186	276	473	25	10	22	26	99	109	102	99	70	72	64	67	38'17"	28'25"	11'10"	1'08'10"	5	3	2	6	12°	18'30"	12'10"	18'24'	10	0		
4	10	9	11	11	31	131	104	185	6	14	20	40	94	106	85	100	75	70	63	64	7'43"	25'13"	8'	21'05"	3	4	-	8	5°	9'30"	5'10'	4'36"	3	0		
6	10	8	9	9	57	49	61	116	11	12	17	30	87	91	86	102	70	66	57	70	13'16"	4'06"	45'	13'51"	4	2	-	6	5°	4"	3'35'	3'49'				
8	10	8	5	9	28	29	21	106	6	7	10	3	83	93	78	95	69	62	58	62	5'50"	53"	-	6'16"	2	-	-	5'	4"	2'10'	33'22"					
10	6	5	6	7	14	18	18	64	5	9	8	16	86	90	67	99	64	67	57	62	27'	1'09"	-	4'05"	1	1	1	2	3°	2'30"	2'22"	4'07"				
計	115	107	77	73	2,158	2,212	2,557	3,183	9	14	19	23	129	115	124	129	73	72	65	69	12'00'17"	9'12'16"	2'50'33"	9'03'09"	5	6	1	2	7	230°	162°	135°52'	135°42'379	4'08'14"	1.866	
				平均		平均				平均				平均		平均		平均		平均				平均		平均								総時間比		

間比二・四パーセント)ので直接の比較は出来ないが、本年度は三六年度より少ないものと推定される。

(四) 騒音度が滑走路よりの距離に従つて逓減するという一般的傾向は距離別調査の結果からは認められなかつたが、その理由としては基地近辺地区上空の反復飛行が従来より減少し、各方面への分散直行傾向によるものと考えられる。

(五) 同時調査を行つた方向別調査において、昨年度の調査においては、いわゆる進入表面下においては転移表面下におけるよりも概して騒音度が一〇〜一五ホーン高いことが指摘されたが、本年度調査からは離着陸時(主として離陸時)の進入表面下の騒音度が高いことは勿論であるが、一般的に騒音度は基地を中心とした南北方向が東西方向に比して著しく大きいとの傾向は確認されず、別表第三表方向別調査結果統計表によつて騒音の各方向への分散傾向が表わされているものと推定される。

(六) 二四時間定点調査の結果では、本年度の七〇ホーン以上の騒音持続時間は五五分〇七秒、三七年度は七〇ホーン以上で三七分一九秒、三六年度は八〇ホーン以上で四一分一三秒、三五年度は七〇ホーン以上で二時間二三分一七秒であり本年度騒音持続時間は三六年、三五年度調査より短かつたが、昨年度調査

より長かつた。

附表(三) 厚木航空基地周辺公共施設騒音測定結果主要統計

ア 大和市立病院定点調査

日 時 昭和三八年九月二六日〇八・三〇〜一七・〇〇

(八・五時間)

場 所 大和市下鶴間 大和市立病院第五病棟脇

(滑走路北端より北北東へ約三㎞)

測定方法 屋外定点測定

天候 晴

風向 北・南(微)

測定時間	最大音	平均音	持続時間 (七〇ホーン以上)	測定時間に対する比	測定機数	測定値中の 整備回数	測定値中の 七〇ホーン以上の音 持続時間
〇八・三〇〜〇九・〇〇	一〇五	九三	一分三〇秒	五%	五	二	一分三〇秒
〇九・〇〇〜一〇・〇〇	一〇五	九三	八一九	一四	二八	三	二二五
一〇・〇〇〜一一・〇〇	一〇三	九二	七五〇	一三	二二	一〇	二二五
一一・〇〇〜一二・〇〇	九八	九二	九五五	一七	二二	三	三四五
一二・〇〇〜一三・〇〇	一〇六	九四	五〇九	九	一七	二	三〇〇
一三・〇〇〜一四・〇〇	一〇〇	九四	六四〇	一一	八	二	三〇〇

第1章 労働 社会状態

計	一六	九三	五〇四	一〇一時間 当り	四	三	一五三〇
一四・〇〇～一五・〇〇	一〇四	九三	一四五	三	六		
一五・〇〇～一六・〇〇	一〇四	九四	七四三	一三	二	四五	
一六・〇〇～一七・〇〇	九四	八五	一五〇	三	二	一三五	

場 所 大和市上草柳 大和市立草柳小学校

(滑走路北端より北東へ1km)

測定方法 屋内外同時測定

屋外(校庭)

イ 大和市立草柳小学校屋内外同時調査
日 時 昭和三八年九月二三日 〇八・三〇～一六・三〇

屋内(RA三型) 鉄筋コンクリート造A三
級防音工事施行室内

天候 晴
風向 北・南東・北(弱)

測定時間	最大音			平均音			セホン以上の持続時間			測定時間に対する比			測定機数			測定回数		
	屋外	屋内	差	屋外	屋内	差	屋外	屋内	差	屋外	屋内	差	屋外	屋内	差	屋外	屋内	差
〇八・三〇～〇九・〇〇	ホーン 二二三	ホーン 八〇	ホーン 三三	ホーン 二二三	ホーン 七六	ホーン 一四	一分 一〇二	一分 一八	四分 四	三%	一%	二%	五	五	〇	二	二	〇
〇九・〇〇～一〇・〇〇	一〇〇	七五	二五	八七	六七	二〇	三九	五	三四	一	一	一	四	三	一	四	三	一
一〇・〇〇～一一・〇〇	一〇八	七六	三二	九五	七三	二二	七〇五	五六	六〇七	二	二	一〇	二八	一八	一〇	一九	一一	八
一一・〇〇～一二・〇〇	九六	六九	二九	八二	六六	一五	一一五	〇	一一五	二〇	二〇	一〇	二八	四	一〇	一九	四	一五
一二・〇〇～一三・〇〇	九六	六八	二八	八二	六七	一四	五三七	〇	五三七	九	〇	九	二〇	三	一七	二〇	二	一八
一三・〇〇～一四・〇〇	一〇九	七五	三四	八八	七五	一三	四一八	六	四二	七	一	七	二五	二	一三	二〇	一	一一
一四・〇〇～一五・〇〇	一一一	八〇	三二	一〇三	七五	二七	三五二	三	三二〇	六	一	五	一九	二	八	一〇	五	五
一五・〇〇～一六・〇〇	一一〇	七〇	四〇	九六	六五	三三	四六	八	三六	一	一	一	二〇	八	二	六	五	一